

議第128号

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年呉市条例第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）

第2条 法第13条第1項に規定する条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。同令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準（次条に定める基準に係るものを除く。）のとおりとする。

（設備の基準）

第3条 幼保連携型認定こども園の乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児一人につき3.3平方メートル以上であること。

（委任）

第4条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（呉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

2 呉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年呉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備の基準）	（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備の基準）
第5条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる施設	第5条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる施設

<p>又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) • (2) 略</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園 呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（<u>平成28年吳市条例第30号</u>）</p> <p>(4) 略</p>	<p>又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) • (2) 略</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園 呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（<u>令和7年吳市条例第号</u>）</p> <p>(4) 略</p>
---	--

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。